

## 指定管理施設・出資法人調査特別委員会 現地調査活動状況

1 日時 平成27年8月11日(火)

2 出席委員(11名)

委員長	遠藤 浩			
副委員長	卯月 政人			
委員	高野 剛	塩澤 浩	桜本 広樹	
	皆川 巖	山下 政樹	猪股 尚彦	
	佐藤 茂樹	早川 浩	上田 仁	

3 欠席委員 なし

4 調査先及び調査内容

【 山梨県立青い鳥福祉センター 】(指定管理者:(福)山梨ライトハウス)

調査内容(主な質疑)

山梨県立青い鳥成人寮会議室において、概要説明を受けた後、質疑を行った。主な質疑・答弁については以下のとおり。その後、現地視察(青い鳥成人寮、青い鳥老人ホーム)を行った。

問)資料2ページの収支の状況だが、平成25年度だけ赤字になっている理由は何か。

答)4ページにより詳しく記されているので、こちらをご覧いただきたい。「その他」の金額が大きくなっているが、内容としてはグループホームをつくったのだが、建設費をここから支出している。そのために繰出金が4,600万円出ており、これが赤字の大きな理由である。

問)「青い鳥成人寮」という施設の指定管理を受けているのであり、グループホームについてまで指定管理に出しているわけではない。ここは県の土地に、県が建物をつくり、委託してスタートしたので、その先の事業に対してまで、指定管理の範囲にするのはおかしいと思うが、どこまで認めているのか。

答)平成18年に基本協定を結んだのだが、業務仕様書の中に、「法人の事業として、福祉ホーム、グループホーム、ケア付き住宅福祉型等の住環境の整備を進めて、地域移行を図るとある」ため、これに基づき、法人がグループホームをつくった。

問)一般的に、指定管理を10年間出しているところに、協定書でそれ以外についてもやってくれというのは範囲が広すぎるし、その協定書自体が今の時代に合っていない気がするが、どう思うか。

答)範囲を少し超えている感じはするが、当時の背景としても、国では病院から施設や地域に移行させていく状況もあったため、県も施策としてやっていくと判断したものと思う。

問)10年間という指定管理の期間においても、国の動きも変わるものなので、社会福祉法人における

内部留保は、もっと地域社会の福祉向上に努めてほしい。介護保険においても、5年から3年になり施策が変わってくる中で、10年間という期間は長いし、協定書であれもこれもつくってほしいとしたならば、県が一法人に対して寡占・独占市場になっていることを認めていると映る。今後、契約が解除されたとき、ほかの法人が競争相手としてなりたなくなり、参入を阻害しているように思えるがどうか。

答) 今はグループホームだけだが、他の老人ホームなど拡大していけば、委員のおっしゃるとおりと思うので、今後指定管理を変えていくときに、検討していかなければならないと考える。

問) ここの土地が開設当時いくらの資産だったのか、また建設費にどのくらいかかったのか。基本的な財産に関わるものを提示していただきたい。

(資料に基づき説明)

問) 成人寮についてだが、10億円を超える資産の中で、指定管理を受ける前の内部留保金が1億6千万円とすると、指定管理を受けた9年間で2億6千万円が内部留保されていたことになる。私たちは他の指定管理施設についても調査してきたが、この施設だけ突出していると思う。私たちの指摘の中で、内部留保金の中身が、職員の人件費に9千万円を積み立てていることなどがわかった。一法人の寡占・独占に対して、県がバックアップする体制を見直してもらわないとしないと考えるが、県ではこのことについて今までどのような認識をもっていたのか。

答) まず、指定管理制度がスタートしたとき、お金の使い方については、残った金額は民間会社の収入とするという考え方であった。仕様書の中で地域移行してほしいと申し上げ、あわせてサービスの向上ができるようにしてほしいという指導もしてきた。ただ、お金がこれだけ貯まるということに対して、明確な意識をもっていなかった。実際には、法人がグループホームをつくり使用していただいているが、多額にのぼっているとは感じている。

問) 障害を持っている方々の成人寮であるので、例えば、食べることに對しては不満がないようにしていただきたいと思うが、ここの食事は外注なのか、それとも内部でつくっているのか。

答) 株式会社ミールケアという会社に外注している。

問) 外注をしている場合でも、毎年価格の見直しや入所している方々からの嗜好調査についてはどのように実施しているのか。

答) 年1回10月にモニタリングによるアンケート調査を実施している。

問) 一般的に社会福祉法人の施設は、栄養士が毎月1回程度嗜好調査を行うのが県の指針であるし、監査指導室が入った場合、チェックをしているが、そういった調査はなされているのか。

答) 所内では、毎月1回給食会議を行い、職員間での情報共有をしている。

問) そうではなく、監査指導室でどのような対応をしているのか。

答) 監査指導室の指導要領によると、給食を実施する場合、必要な栄養の所要量や嗜好調査等を適切に行っているか等のチェックをしている。

問) アンケート調査によると、食事が悪いと答える人が8.6%、約1割弱いる。県の監査指導室が来てこれだけのパーセントがあったら、施設に対して指導すると思う。これだけの内部留保があって、入所している方に対して満足がいく食事が提供されていないことは問題だと思うがどうか。

答) 昨年の8月4日に監査指導室が監査を行ったが、給食に関しては指摘されていない。ただ、8%台というのは多いと思うので、施設にも十分認識していただき、今後改善するよう指導していく。

問) 入居者の平均年齢はいくつか。また介護保険が進んでいる方もいるようだが、どのような状況か。

答) 26年末の数字になるが、まず男女比で男性が29名、女性が28名の合計57名が入所している。平均年齢が49.5歳である。ただ、年齢区分をみると、60歳以上が23名と比率としては多くなっている。なお、障害者の支援施設に入っている場合は、介護保険が受けられない。

問) 浴室はどのような設備なのか。

答) 一般の浴槽と機械浴の2種類である。

問) この施設で最終的な段階まで診ていくときに、今後の体制はどう考えているのか。

答) 高齢化による将来の看取りまで含めた対応についてだが、看取りに必要な備品等を今後整備する必要があると認識している。状況をみながら職員についても、検討していきたい。

問) 今の答弁が根本的な問題点であると思う。この施設と法人の関係は、指定管理施設を通じた関係であるため、看取りの部分に関しては、県で整備しなければならないのではないかと。最初からこの法人ありきといった考え方であるから、今の答弁が生まれてしまう。そうではなくて、社会保険制度をはじめ国の制度が、極端に変わっていく時代の中で、指定管理期間の見直しや、県とこの施設の関わり合い、そして管理者たる法人との関わり合いは、時代の変遷とともに、分けて考えていかなければならないのに、その部分が抜け落ちていると感じるが、どうか。

答) 平均年齢が40数歳なので、看取りまではずいぶん先であり、指定管理も何十年出ずかわからない。ただ、施設の方向性は県が決めるべきものなので、今後、指定管理を出すにあたって、入所者の平均

年齢や介護度をみて要件を示し、整備については県がやるべきものはやっていく。

問)説明資料の9ページに寄附金の状況があるが、寄附金の取り扱いの欄に、「寄附者の意向を尊重し、青い鳥成人寮の運営費に充当」とあるが、どのような運営費として使われているのか。単に収支決算の中で収入としているだけなのか。

答)委員御指摘のとおり色は特に付いていないので、最終的に充当するという意味である。

問)たまたま事業が黒字になっているのだが、せっかくの好意を単なる収入としていいのか。今後、使い方については、検討すべきだと思うが、どうか。

答)寄附金に関しては、委員からも受け取る時に県の業務に対してなのか確認をすべきとの意見をいただいております。今後は、そういった確認をするとともに、用途についても詰めていき、寄附者と話し合いをする中で、取り扱っていく。



山梨県立青い鳥福祉センターの説明、質疑の様子